

議案第 20 号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う改正

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車等）に改め、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号、第5号及び第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項第12号を同項第16号とする。

第11条の2第1項第11号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

〔13〕 コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、こ

の限りでない。

- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条（見出しを含む。）中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の飛驒市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

資料

飛騨市火災予防条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|---|
| 第1条～第8条の2 略 (燃料電池発電設備) | 第1条～第8条の2 略 (燃料電池発電設備) |
| 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 | 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 |
| 2～5 略 | 2～5 略 |
| 第9条～第11条 略 (急速充電設備) | 第9条～第11条 略 (急速充電設備) |
| 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、 <u>電気を動力源とする自動車等</u> （道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 <u>50キロワット</u> を超えるものを除く。）をいう。以下 | 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、 <u>電気自動車等</u> （ <u>電気を動力源とする自動車等</u> （道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力 <u>200キロワット</u> を超えるものを除く。）をいう。以下 |

同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

同じ。) の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

- (10) 略
(11) 略

- (12) 略

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

- (11) 略
(12) 略

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (16) 略

ア 略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低

(13) 略

(14) 略

2 略

第12条～第16条 略

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(8) 略

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。

イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。

ウ 電飾を付設するものにあっては、電源を遮断して行うこと。

エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。

温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

二 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 略

(18) 略

2 略

第12条～第16条 略

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(8) 略

(9) 水素ガスの充填 又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。

イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。

ウ 電飾を付設するものにあっては、電源を遮断して行うこと。

資料

| | |
|---|---|
| オ 水素ガスの <u>充てん</u> に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。 (10)～(12) 略 第17条の2～第43条 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 略 (1)～(9) 略 — (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 水素ガスを <u>充てん</u> する気球 以下 略 | オ 水素ガスの <u>充填</u> に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。 (10)～(12) 略 第17条の2～第43条 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 略 (1)～(9) 略 (10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。) (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 水素ガスを <u>充填</u> する気球 以下 略 |
|---|---|

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う改正

2 改正の内容

電気自動車に搭載されている電池の大容量化に伴い、急速充電設備の安全対策が講じられ、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）が改正された。この改正により、対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大された。

これに伴い、本条例の急速充電設備に係る基準及び火災予防上必要な措置を定めるため所要の改正を行うもの。

3 施行日 令和3年4月1日